

別記1（第2条・第4条関係）

検査項目チェックリスト（防火対象物）

※1欄 判定基準に適合している場合は「○」印を付し、該当しない項目については「／」印で消して下さい。

※2欄 消防記入欄（記入しないで下さい。）

検査項目	判定基準	根拠条文	※1	※2
管理開始日	申請者が、防火対象物（以下「申請対象物」という。）の管理を開始した日から申請日までに3年以上を経過していること。	法第8条の2の3第1項第1号		
命令の有無及び命令事由の有無	申請日前の3年以内に下記の命令を受け、又は受けるべき事由が現にないこと。 ・申請対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止命令 ・申請対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令 ・火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備等の使用・行為の禁止制限又は消火準備、残火、取灰又は火粉の始末の命令 ・防火管理者選任命令、防火管理業務適正執行命令 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令	法第8条の2の3第1項第2号イ		
取消しの有無及び取消し事由の有無	・申請日の3年以内において認定を取り消されていないこと。 ・取消しを受けるべき事由が現にないこと。	法第8条の2の3第1項第2号ロ		
防火対象物定期点検報告の実施	申請日前の3年以内において、法令で定められている期間ごとに点検し、報告していること。	法第8条の2の3		
虚偽の報告の有無	申請日前の3年以内において、虚偽の報告をしていないこと。	第1項第2号ハ		
防火対象物定期点検報告の結果	申請日前の3年以内に実施した防火対象物定期点検の結果が点検基準に適合していること。	法第8条の2の3第1項第2号ニ		
防火管理者選任（解任）届出書の有無	防火管理者選任（解任）届出書の届出がされていること。			
消防計画の作成（変更）届出書の有無	消防計画の作成（変更）届出書の届出がされていること。			
防火管理業務の	防火管理業務の一部を委託している場合は、その事			

一部委託	項が消防計画に定められていること。	法第8条 の2の3 第1項第 3号		
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、申請対象物の権限の範囲が消防計画に定められていること。			
消防計画の実施	消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。			
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、自衛消防組織設置（変更）届出書の届出がされていること。			
訓練の実施回数	消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施していること。			
訓練の事前通報の有無	消火訓練及び避難訓練実施にあたり、消防機関に通報していること。			
統括防火管理者選任（解任）届出の有無	申請対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、統括防火管理者選任（解任）届出書の届出がされていること。			
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	申請対象物で管理について権原が分かれているものにあっては申請対象物全体についての消防計画作成（変更）届出書の届出がされていること。			
避難上必要な施設等の維持管理	申請対象物の避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。			
防炎対象物品に対する表示	防炎対象物品に防炎性能を有している旨の表示が付されていること。			
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生じる恐れのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（法第9条の2第1項ただし書きに規定する場合を除く。）がされていること。			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備等又は特殊消防用設備等が法令で定める技術上の基準又は消防設備設置維持計画に従って設置し、維持されていること。</li> <li>・消防設備等の設置にあたり、令第32条の特例適用を受けている場合は、特例を認めた条件をすべて満たしていること。</li> </ul>			
設置届出書の有無	申請対象物に消防設備を設置したとき、法令に基づき届出がされ、検査を受けていること。			

法第17条の3 の3による点検 及び報告の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和50年4月1日付け消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。</li> <li>・消防用設備等にあっては法令に定める期間ごと、特殊消防用設備等にあっては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。</li> </ul>		
法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火を使用する設備の位置、構造及び管理等が適切に行われていること。</li> <li>・指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの基準が尊守されていること。</li> <li>・条例で定められた消防設備の技術上の基準が適合していること。</li> </ul>		

#### 備考

1. 検査項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。
2. 法：消防法（昭和23年法律第186号）
3. 令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）
4. 条例：大阪南消防組合火災予防条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第7号）